

一 第1章 報酬・費用弁償 一

大雪地区広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

平成 15 年 9 月 3 日

条例第 21 号

改正 平成 20 年 12 月 22 日 条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、大雪地区広域連合議会の議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第 2 条 議員の議員報酬は、年額 30,000 円とする。

- 2 議員が年の途中において新たにその職についたときはその日から議員報酬を支給し、その職を離れたときはその日まで議員報酬を支給する。
- 3 前項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき、又は月の末日まで支給するときは、議員報酬を 12 で除して得た額を月額議員報酬として支給する。
- 4 第 2 項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、前項の規定による月額議員報酬をその月の現日数を基礎として日割計算した額を支給する。
- 5 大雪地区広域連合議会会議規則（平成 15 年規則第 1 号。以下「会議規則」という。）第 2 条第 2 項の届出による、議員活動ができなくなった日から議員活動ができることとなった日までの期間（以下「議員活動ができない期間」という。）については、次の表に定める区分に応じた減額の割合を前各項に定める議員報酬の額から減額するものとする。

議員活動ができない期間	減額の割合
90 日以上 180 日未満	100 分の 20
180 日以上 365 日未満	100 分の 30
365 日以上	100 分の 50

6 前項の規定による議員報酬の減額は、議員活動ができない期間が 90 日又は 180 日並びに 365 日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からそれぞれ開始し、議員活動ができることとなった場合においては、その事実が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終了する。

7 前2項の規定にかかわらず、議員活動のできない期間事由が会議規則第2条第2項各号に定める公務災害等による療養の場合は、減額しないものとする。

（議員報酬の支給方法）

第3条 議員報酬は、年度の末日までに支給する。ただし、議会が招集された月に分割して支給することができる。

（費用弁償）

第4条 議長、副議長及び議員が招集に応じ若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、議員に支給する費用弁償については、大雪地区広域連合職員の例による。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 9 月 3 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 22 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区 分	車賃 1 km につき	日当一日につき		宿泊料一夜につき		
		道 内	道 外	広域連合 区 域 内	道 内	道 外
議 長	円 37	円 2,600	円 2,600	円 6,000	円 11,800	円 13,100
副議長 議 員	37	2,400	2,400	6,000	10,800	12,000
東京都内出張の場合の日当は、1日につき定額の2倍を支給する。						

備考

- 1 広域連合区域内の旅行については、日当は支給しない。
- 2 公用車を使用して出張した場合には、車賃は支給しない。
- 3 広域連合区域内温泉旅館の宿泊に付いては、道内宿泊料を支給する。
- 4 議員が片道150キロメートル以上を交通機関を使用して出張した場合又は片道100キロメートル以上を公用車を使用して出張した場合において、日帰りした場合の日当は、1日につき定額の2倍の額を支給する。